毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 県

分

編集 九州凸版印刷株式会社

三万八千八百八十円

Ŧī. 第

令 和 元 年

五

号

火 曜

○規

則

H

月

十

日

)

競争入札参加者の資格に関する公示…………………………………………………………………………二六

(定価 箇年

令和元年度警察官B採用共同試験及び大分県警察官B

落札者等の公示…………

(女性)採用試験公告…………一八

(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算す

退職所得金額又は山林所得金額(所得税法第22条第2項又は第

得金額又は山林所得金額をいう。)から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、 退職所得金額又は山林所得金額(地方税法第313条第2項に規定する総所得金額、退職所 うもの以外のものについては、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、 項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が同法第295条の規定に該当するときは、市 での間の利用にあつては、前々年。以下同じ。)の合計所得金額(地方税法第292条第1

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱

に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年(1月から6月ま 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号

町村民税非課税として取り扱う。

3項に規定する総所得金額又は退職所得金額若しくは山林所得金額をいう。)から、(1)又

総所得金額、

は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除する

令和元年五月二十一日

試験(チャレンジ枠)

令和元年度大分県警察官A採用試験(チャレンジ枠)及び大分県警察官A(女性)

採用

四

契約者等の公示………………………………………………………………………………一一

告

地域交通安全活動推進委員の委嘱……………………………………………………七 少年指導委員の委嘱……………

公安委員会告示

877糸の規定により」に改め、同表の注1中「第5糸の4の2第6項」を「第5糸の4の2

瓣 5 嵐」に改め、同表の注2⑵中「瓣24嵐」を「瓣30嵐」に改め、同表の注中5を6とし、

規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法第

別表第一の備考1②中「第6条第6項に規定する配偶者のない者で」を「第6条第1項に

4を5とし、3の次に次のように加える。

第四十二号)の一部を次のように改正する。

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則

(昭和四十二年大分県規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正す

大分県知事

広

瀬

勝

貞

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正…………五

選挙管理委員会告示

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧(六件)……………………………四 児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則……一

大分県規則第一号

こに公布する。

令和元年五月二十一日

児童福祉法第五十六条第二

一項の規定に基づく負担金徴収等規則の一

部を改正する規則をこ

則

目

次

ものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得(地方税法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。)が所得税法第86条第1項の規定により控除される額以下であるもの(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族であるものを除く。)をいう。以下同じ。)を有するもの
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号又は所得税法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。(3)において同じ。)が500万円以下であるもの((1)にのみ該当する者を除く。)
- (3) 番椹によらないが父となりた男子がありて、鬼に番種やしていないもののうち、やの者と生計を一にする子を有し、悪年の合計所得金鑑が200万円以下があるもの別表第二の注1中「第5条の4の2第6風」を「第5条の4の2第5風」に改め、同表の注2②中「第24風」を「第30風」に改め、同表の注に次のように加える。
- 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱うもの以外のものについては、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額(地方税法第313条第2項に規定する総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。)から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては20万円を整除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額(所得税法第22条第2項又は第3項に規定する総所得金額又は退職所得金額者しくは山林所得金額をいう。)から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては35万円を控除するは(3)に該当する場合にあつては35万円を控除する

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子を有するもの

ものとする

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号又は所得税法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。(3)において同じ。)が500万円以下であるもの((1)にのみ該当する者を除く。)

婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、そ

者と生計を一にする子を有し、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの

一日から適用する。

一日から適用する。

一日から適用する。

一日から適用する。

一日から適用する。

示

公告

大分県告示第三十号

定した。

定した。

定した。

定した。

定した。

定した。

定した。

定した。

の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指

方年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を

六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成

をした。

令和元年五月二十一日

| سار | 全利元年丑月二十一日 | /二十 | | | |
|-----|-------------------|--------------|-----------------|-----------|-------------|
| 河 | | | 大分県知事 広 ギ | 瀬勝 | 貞 |
| 4 | 医療機関の名称 | 開設者の氏名 | 所 在 地 | 指定 | 指定年月日 |
| 総 | 秋吉歯科医院 | 秋 吉 栄太郎 | 玖珠郡玖珠町大字帆足二三二—七 | 平一二・ 三・一六 | 三・一六 |
| ₩ W | 松木医院 | 院療法人松木医 | 国東市国東町岩屋四三〇番地 | 平二七・ | 七• |
| 養 | 医療法人餅ヶ浜 | 医療法人餅ヶ浜 | 別府市餅ヶ浜町五番三九号 | 平三 | • |
| 税に | 中央薬局 | 産産社大信興 | 別府市駅前町二—二九 | 平三 | 111 • 1 |
| | すどクリニック | 簀 戸 聖 子 | 佐伯市長島町一丁目四番一六号 | 平三: | 四 • 一 |
| 9 | | | | | |

| _ |
|----------------|
| 审 |
| 令和 |
| 71 |
| 年 |
| \overline{H} |
| 苚 |
| _ |
| + |
| 日 |
| |
| |

| | 後藤薬局亀川店 | 保険槻木診療所 | ックリー | 別存駅前クリニ | 局玉津支店 | 局のまわり調剤薬 | よしむら薬局 | 玄々堂高田病院 | 東店 | 太陽調剤薬局 | C S A L U L I N P N R S I I C S E | 飯田高原診療所 | 亀山皮膚科医院 | ウ 南由布クリニッ | 伯東店ゆう調剤薬局佐 |
|---------|---------------------------|----------------|-----------------|---------|--|---------------------------------|----------|--------------|--------------|----------------|--|-----------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| | 局限会社後藤薬 | 中津市長 | ・キューブ | 医療法人メディ | 局 ル・ウエガキ薬 有限会社エンド | 井調剤薬局 | 有限会社別府よ | 医療法人玄々堂 | 株式会社 | 利薬局 有限会社太陽調 | 医療法人真正会 | 九重町長 | 医療法人萬寿会 | クリニック医療法人南由布 | 株式会社ソメヤ |
| | ゾン亀川一F 別府市亀川浜田町二―六二ベルメ | 中津市山国町槻木一〇七五番地 | 別府市北浜一丁目三番一二号三階 | | 豊後高田市玉津一三〇八番地一号 | 中津市中央町一丁目九番三五号 | 別府市元町七—一 | 豊後高田市界三七八番地二 | 国東市安岐町下原一二九二 | 別府市北的ケ浜町三番一九号 | 地の三他地の三他で北横町二九九〇番 | 地珠郡九重町大字田野一二七一番 | 日田市中央二一六一四一 | 四 由布市湯布院町川北一一一二―四 | 佐伯市長島町一丁目四番一七号 |
| | " | " | 平三・四・一 | | 'n | " | 'n | 平三・ 三・ 一 | 'n | " | , | " | 平三一・二・一 | 平三〇・ 六・ 一 | " |
| " | " | 五·七 映 | 指定年月日種 | | 令和元年五月二十一口れを有害興行に指定した。 な育成に関する条例(昭和 | 大分県告示第三十二号 | 平成三十一 | 二 委託期間 理事長 | | | 地方自治法施! | 大分県告示第三十一号 | 宇佐店ワタナベ薬局南 | 局柳ヶ浦店 | 大貞薬局 |
| 〃 肉欲温泉宿 | 2 兄嫁 禁断 | 画 美少女剣士 | 類 | | 月二十一日指定した。 | | 年四月一日から令 | 大谷泰夫 | 日本保育協 | 所及び名称 | 月二十一日登録に係る手数料に係る手数料に | 十一号 | 株式会社ワタナ | 局。 | 局 有限会社臼杵薬 |
| 女将の発情 | の誘い | 月に向かっておシゴキ | 名 | 大分県知事 | 丁一日した。(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、 | 青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、十二号 | | | 番地 二 | 大分県知事 | 令和元年五月二十一日とおり保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 | | 番三字佐市大字南字佐字椎ノ宮六三五 | 宇佐市大字江須賀一九五 | 中津市大字加来二二八三—五一三 |
| 新東宝映画 | 新東宝映画 | オーピー映画 | 又は配給社名 | 広瀬 | 第二十条第二 | と認められるの | | | | 広瀬 | T八条第一項6 | * | 宮六三五 | 五 五 五 | 五二三 |
| おそれがある。 | 激し、その健全 | 画 著しく青少年 | 名 指 定 理 由 | 勝貞 | 項の規定により、こ | ので、青少年の健全 | { | | | 勝貞 | の規定により、次の | { | " | " | " |

大分県報 (告示)

Ξ

| 、同条第五項の規 | | 定により土地改立 | | | *************************************** | | | | | |
|------------------|---|------------------|-------------------------------|----------------|--|------------|---------------------------------------|---|------------|---------------------------|
| 行申請を適当と決により、日田市天 | 百八十二番地の河野元喜ほか七名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十六条第一項の規定により、日田市天王一十兵 | 元喜ほか七名から第百九十五号)な | 瀬町赤岩千二百八十二番地の河野土地改良法(昭和二十四年法律 | 国東市役所 | 六・一○まで | 令 令 元 元 | 国東二期地区 | 域総合整備事業 | 地域総合 | (暗渠排水) |
| (| | | 大分具告示第三十七号 | 縦覧場所 | 覧期間 | 縦 | 地区名 | 名 | 業 | 事 |
| 才 至 了 孔 | 令元· 六・一○まで | | (区画整理) | 勝貞 | 広瀬 | 大分県知事 | 大 | | | |
| 杵築市役 | · — | 野田地区 | F成基盤整備事業 | | | | | 十一日 | 令和元年五月二十一日 | 令和元 |
| 縦覧場所 | 縦覧期間 | 地区名 | 事業名 | 算して十五日以内 | 。 縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 | 期間満了 | とができる。 | に知事に対し審査請求をすることができる。なお、利害関係人で異議のあるものは、※ | し審査請 | に知事に対 なお、利 |
| 勝貞 | 大分県知事 広 瀬 | 大分見 | | | | | | 業計画書の写しを縦覧に供する。 | 写しを縦 | 業計画書の |
| | | | 令和元年五月二十一日 | 次のとおり当該土地改良事 | | 項の規定 | ので、同条第五項の規定により、 | より土地改良事業計画を定めたので、 | 良事業計 | より土地改 |
| | | ができる。 | に知事に対し審査請求をすることができる。 | 同法第八十七条第一項の規定に | | 当と決定 | 三河明史からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、 | 土地改良事 | らの県営 | 三河明史か |
| 算して十五日以内 | 利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 | ものは、縦覧期間 | なお、利害関係人で異議のある | により、国東市長 | (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十六条第一項の規定により、国東市長 | 第八十 | 律第百九十五号 | 二十四年法 | 法(昭和 | 土地改良法 |
| | | | 計画書の写しを縦覧に供する。 | | | | | 号 | 第三十四 | 大分県告示第三十四号 |
| 当該土地改良事業 | 同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業 | | り土地改良事業計画を定めたので、 | , | | } | | | , | |
| 第一項の規定によにより、杵築市長 | 県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定によ「(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十六条第一項の規定により、杵築市長11-7-7-7-1 | 行申請を適当とは | 永松悟からの県営土地改良事業施土地改良法(昭和二十四年法律 | 国東市役所 | 六・一○まで | 令 令 元 元 | 国東二期地区 | 整備事業 | 排水施設 | (農業用用排水施設整備)県営中山間地域総合整備事業 |
| (| | | 大分具告示第三十六号 | 縦覧場所 | 覧期間 | 縦 | 地区名 | 名 | 業 | 事 |
| 国東市役所 | 令元・ 六・一○まで | 国東二期地区 | (農道整備) 県営中山間地域総合整備事業 | 勝 | 広瀬 | 大分県知事 | 大 | 十一日 | 令和元年五月二十一日 | 令 和 元 |
| 縦覧場所 | 縦覧期間 | 地区名 | 事業名 | 算して十五日以内 | 3。 縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 | 期間 満了 | とができる。 | に知事に対し審査請求をすることができる。なお、利害関係人で異議のあるものは、紹 | と審査請 | に知事に対なお、利 |
| 勝貞 | 大分県知事 広 瀬 | 大分品 | | | | | | 業計画書の写しを縦覧に供する。 | 写しを縦 | 業計画書の |
| | | | 令和元年五月二十一日 | 次のとおり当該土地改良事 | | 項の規定 | ので、同条第五項の規定により、 | より土地改良事業計画を定めたので、 | 良事業計 | より土地改 |
| | | ができる。 | に知事に対し審査請求をすることができる。 | 同法第八十七条第一項の規定に | | 当と決定 | 三河明史からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、 | 土地改良事 | らの県営 | 三河明史か |
| 算して十五日以内 | 利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 | ものは、縦覧期間 | なお、利害関係人で異議のある | により、国東市長 | 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十六条第一項の規定により、国東市長 | 第八十 | 律第百九十五号 | 二十四年法 | 法(昭和 | 土地改良 |
| | | | 業計画書の写しを縦覧に供する。 | | | | | 号 | 第三十三 | 大分県告示第三十三号 |
| 次のとおり当該土地改良事 | ŋ, | | より土地改良事業計画を定めたので、 | (| *************************************** | * | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | *************************************** | , | |
| 同法第八十七条第一項の規定に | と決定し、同法第八十七名 | 施行申請を適当し | Ó | | オーピー映画 | な乳房 | 子大生 強がりな乳 | ヤリ頃女子大生 | " | " |
| により、国東市長 | (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十六条第一項の規定により、国東市長一十五年 | 第百九十五号)答 | 土地改良法(昭和二十四年法律大分県告示第三十五号 | • | オーピー映画 | 茜 | 乳妻 〜美和と茜〜 | 二人の巨乳妻 | " | " |
| | | | レンプラグニュルをは、エー・コール | | | | | | l | |

| ーション常行 | | | | |
|---|----------------|---|-----------|---|
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 勝貞 | 大分県知事 広 瀬 | 大 | |
| | | | | 令和元年五月二十一日 |
| | | | | 7 |
| 護老人ホーム創生の里(ユ 〃 大字野田三〇六―二 | | | | いて一段の従覧に共する。 |
| 人若草会特別養 | 路保全課に備え置 | 令和元年五月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置 | 月二十一日からご | その関係図面は、令和元年五日 |
| 四、指定老人オーム中 | | | | 供用を開始する。 |
| | 次のように道路の | | 日八十号) 第十二 | 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 |
| - E | | | | 大分県告示第三十九号 |
| 挙管理委員会告示第四十五号)の一部を次のように改正する。 | | | | · |
| 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示(昭和五十年大分県選大分県選挙管理委員会告示第一号 | 佐伯市役所 | 令元・ | 細田地区 | (区画整理) 県営経営体育成基盤整備事業 |
| | 縦覧場所 | 縦覧期間 | 地区名 | 事業名 |
| | 勝貞 | 大分県知事 広 瀬 | 大公 | |
| 佐伯港 | | | | 令和元年五月二十一日 |
| 重要国際埠頭施設及び国際水域施設の保安の確保のために制限区域を設定する港 | | | こができる。 | に知事に対し審査請求をすることができる。 |
| 令和元年五月二十一日 | 算して十五日以内 | 縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 | | なお、利害関係人で異議のあるものは、 |
| 一 制限区域を設定する年月日 | | 次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。 | 以良事業計画書の | 定により、次のとおり当該土地方 |
| 大分県知事 広 瀬 勝 貞 | 同条第五項の規 | 同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、 | 規定により土地が | 定し、同法第八十七条第一項の記 |
| 令和元年五月二十一日 | 行申請を 適当と決 | からの県営土地改良事業施行 | 原俊秀ほか九名。 | 生大字細田四百二十九番地の田原俊秀ほか九名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決 |
| え置いて一般の縦覧に供する。 | 佐伯市弥 | (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十六条第一項の規定により、 | 伴第百九十五号) | 土地改良法(昭和二十四年法律 |
| なお、制限区域の位置を示した図面は、大分県土木建築部港湾課及び佐伯土木事務所に備 | | | | 大分県告示第三十八号 |
| 施設の保安の確保のために制限区域を設定する。 | | ••••••••••••••••••••••••••••••••••••••• | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 号)第二十九条及び第三十七条の規定に基づき、次のように重要国際埠頭施設及び国際水域 | | 令元・ 六・一〇まで | 木河戸土区 | (区画整理) |
| 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一 | | · 五 · | 多可为也区 | 県営経営体育成基盤整備事業 |
| 大分県告示第四十号 | 縦覧場所・ | 縦覧期間 | 地区名 | 事業名 |
| で | 勝貞 | 大分県知事 広 瀬 | 大 | |
| 県道山香国見線 豊後高田市一畑字イモノヲ一三四番五地先ま 令元・ 五・二一 | | | 3 | 令和元年五月二十一日 |
| 豊後高田市一畑字一里迫一六六番一〇地先か | の翌日から起算して十五日以内 | 。縦覧期間満了の日の翌日から起ぬ | ことができる。 | こ 切事 こ 対し 審査 请求 を する ことができる。 |
| 道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日 | 344 | のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。 | 以良事業計画書の | 定により、次のとおり当該土地方 |
| | | | | |

| 门口言叙有》目指区域 | 门口宣宏在 | 门田川人士针田原221亩地 | 服部眞二 | 別府警察署の管轄区域 | _ 別府市田の湯町13番13号 - 別府警察署 | 堀 敏 章 |
|---------------------------------------|---------------|-----------------------|---------|---------------------------|---|-----------------------------|
| 子日後労服・資本フネ | 7日 後 6世 | | 後藤建一 | -24 | | 古田茂義 |
| | | | 高瀬隆昌 | 24 | | 首 藤 昂 史 |
| | I E | | 川述喜日 | | 大分市大字横瀬2212番地1 大分南警察署 | 東哲 |
| 中国難労の運営を開口出 | 口田 藝 | - 日田市田島一丁日8米1号 | 相良和敏 | | | 原 |
| | | | 宮 噶 洋 | | | 矢 野 公 博 |
| 玖珠警察署の管轄区域 | b 玖珠警察署 | 玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地 | 穴 井 裕 康 | Ž. | | 野皷 |
| | | | 中山博光 | 分東警察署の管轄区 | - 大分市大字鶴崎2200番地の8 大分東警察署 | 工藤巌 |
| 丁年宣杂省 27 目指区域 | 十年叫笑五 | 十年三十六四 3 日 2 亩 10 分 | 岡崎都 | | | 安達清隆 |
| 古山東京の開め発売中 | | 一十爭士七十二十二 2 米105-1 | 角 信 | | | 小 田 剛 |
| | | | 鍋島政視 | £ | | 宮 原 照 昭 |
| 十四言宗有》目指囚夷 | 计匠言领有 | 于在印入于土田1010亩地ツ1 | 南 幸 夫 | 区域 | 大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署 | 山川富弘 |
| 小子 機段 単の 番 下 本 | · 分子 敷 | - 今年中十9年日1010米年の1 | 渡 邉 孝 純 | _ | | 村山和明 |
| | 克马马里 兴 · · | | 伊東泰三 | | | 佐 藤 貴 士 |
| 豊後高田警察署の管轄 | 曹 徐 直 田 墜 変 畢 | - 曹後百田士里永町39米来1 | 岡 部 俊 憲 | 活動区域 | 連 絡 先 | 果 |
| | | | 安松昌生 | 本 光 生 5 | 大分県公安委員会委員長 岩 | |
| 神図 神図 本図 本図 本図 本図 本図 本図 | 国 車 整 愛 要 国 国 | - 国東市国東町鶴川48番地 1 | 岩 光 侃 | Δ / 1 - | 項の発売により、久のであり夕牛相等牧民を牧職した。 令和元年 5 月51日 | 現の死ルにより、 000 令和元年5月21日 |
| | | | 井 門 裕 司 | | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和53年法律第152号)第38条第 1の出会により、券のとおりが年起資本員も未属した | 風俗営業等の |
| 风域 | | 出警察署 | 内 林 秀太郎 | T = | 会告示第6号 | 大分県公安委員会告示第6号 |
| 杵築日出警察署の管轄 | 2277番地 2 杵築日 | 速見郡日出町大字藤原字友田2277番地 2 | 目代憲夫 | | ○公安委員会告示 | |
| | | | 高 倉 伸 介 | - I | ı | |
| | | | 手 島 清 | | アラミリー | ニット型) |
| | | | 大鍜治 光 子 | | y | 養老しトーふ削上り目(ユ 「社会福祉法人若草会特別養 |
| | | | | | | |

大分県報 (公安委告示)

| | 2 | 13% | | | | 0× 地 市 |
|-----------------------------|--------------|---------|-------------|------------------------|-------------|-------------|
| | 4 | 4 | | | | jii |
| がい H H V / W FJ I O 田 I O ワ | (H) | 伊藤公 | | | 八重子 | 佐藤八 |
| 廿日 ~ 滝 〒19米19口 | 架型点 | 牧 | | | [1 | 後藤雄 |
| | ÿ⊞ | 梅 山 泰 | | | 4 | 小山 丈 |
| | 浴 | 田山譲 | | | 勢津子 | 工藤勢 |
| | 4 | 石 井 律 | | | 介 | 佐 瀬 豊 |
| | 74 | 恒松直 | | | 額 | 和田美 |
| | 沿 | 幸加工 | | | 造 | 漆 間 桂 |
| | 雄 | 池永静 | | | 按 | 曹屋 |
| | 4 | 中晴政 | | | 治 | 阿部健 |
| | Ú | 佐 藤 マサコ | | | 7 | 渡邊 夏 |
| | 埘 | 五 瀬 其 | | | 雄 | 濱 原 英 |
| | 利 | 佐藤和 | | | l | 矢 野 和 |
| | 養 | 日野倉 | | | 男 | 姫 野 一 |
| | | 今 井 三代子 | | | 4 | 河野時 |
| | 4 | 小 泉 勝 | | | そ つそ | 後藤み |
| | 郎 | 甲 斐 宗二郎 | 大分東警察署の管轄区域 | 大分市大字鶴崎2200番地の8 大分東警察署 | × | 林 田 輝 |
| | 4 | 平山英 | | | 佳 | 髙 橋 美 |
| | 米 | 安部光 | | | 十二 | 佐 藤 ヒ |
| | 夫 | 山本忠 | | | 躬 | 筒 井 弘 |
| | ÷ | 成 安 百合子 | | | 피 | 页 ヨ |
| 7人十个民族2010年3月 | , | 佐 藤 國 | | | [1 | 篠 田 俊 |
| 1 年岁6166聚群分十十分十 | | 竹中カツ子 | | | 4 | 校 處 文 |

| | | | I | | | | | |
|--------------------|-----------------|-----------------|----------|--|-----------------|---------------------------------|----------|--------------------|
| | | | 11 日 東 江 | | | | M 사 | 由由 |
| | | | 加 藤 初 美 | | | | 本 | 藤原 |
| | | | 下 村 多摩子 | | | | 宣太郎 | 宮原 |
| | | | 吉 松 かをり | | | | 都 乃 | 梶本 |
| 十四三条在20世指风观 | 10.用鸡~7.1 计四言统有 | 于位日人十二日1010年地)1 | 尾上清広 | | | | 初美 | 高裔 |
| 小子 製物 単の 単 対 車 マ 車 | | 今年古十今 ト田101 | 小 野 辰 浩 | | | | 萬作 | 伊 藤 |
| | | | 佐 藤 淳 | | | | 靖 浩 | 藤原 |
| | | | 佐藤政弘 | | :友田2277番地 2 杯築日 | 速見郡日出町大字藤原字友田2277番地 2 出警察署 | 幹生 | 田田田 |
| | | | 有 吉 登志美 | | | | 上 | 金髙 |
| | | | 古門久典 | | | | 七日午 | * |
| | | | 栗本睦美 | | | | 秀雄 | 河野 |
| | | | 藤本正司 | | | | 静雄 | 甲类 |
| 区 | | 短风田田沙龙水型22年36.1 | 下村守人 | | | | 桂子 | 後藤 |
| 豊後高田警察署の管轄 | 29米中 1 単於古田藝穀野 | 画水田山田水町で | 門岡富枝 | | | | 國男 | 工藤 |
| | | | 中村慎一郎 | | | | 中中 | 新庄 |
| | | | 吉田直美 | | | | 八重子 | 森本 |
| | | | 矢 野 誠 司 | | | | 英 | 竹本 |
| | | | 河野久子 | | | | 第一子 | 恒福 |
| | | | 本多)リ子 | | | | 華 と | |
| 国東警察署の管轄区域 | 48番地1 国東警察署 | 国東市国東町鶴川48番地1 | 木野村 敏 雄 | | | | 敦生 | 大平 |
| | | | 熊田直正 | | | | 弘代 | 佐藤 |
| | | | 福永泰信 | | | | 定信 | х ш |
| | | | 小田陽一 | | | | 眞里子 | 尾 上 |

令和元年五月二十一日

大分県報 (公安委告示)

| | 令和元年五月二十 |
|---|----------|
| l | + |
| I | 日 |

大分県報 (公安委告示)

| | | | | | - | | I |
|------------|-------------------------------|----------|------------|-----------------------|---------|-----------|---------|
| | | 三浦則夫 | | | 口 国 | 进 | Ш |
| | | 伊達 久子 | | | 画 | | # |
| 区域 | 豆夜入野 甲二里吗 四日1130年 48 园夜入野 宣杂有 | 薮 亀 邦 子 | | | 和敏 | 良 3 | 財 |
| 豊後大野警察署の管轄 | # 公十民教务 服 | 後藤博子 | | | 十 有 | # J | 穴 |
| | | 阿 部 鉄太郎 | | | 和正 | 石 | 坦 |
| | | 田部二生 | 玖珠警察署の管轄区域 | 玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地 玖珠警察署 | 勝司政 | 藤月 | 佐 |
| | | 重 藤 房 江 | | | 富 雄 | H | 太 |
| | | 松尾良作 | | | 十 | 石 | 坦 |
| | | 阿 南 勝 美 | | | 华 | 方 | |
| | | 永 田 新 一 | | | 千代香 | 커 | 绞 |
| 竹田警察署の管轄区域 | 竹田市大字拝田原221番地 竹田警察署 | 秦 栄 一 | | | 竜一郎 | 内 | 坦 |
| | | 古庄京子 | | | 福 | # | ШÌ |
| | | 後藤幹雄 | | | 館 子 | 漸 | 叫什 |
| | | 榎 英子 | | | 邦子 | ** | \star |
| | | 卯 野 初 美 | | | 正義 | 파 | П |
| | | 飯 田 富佐子 | 中津警察署の管轄区域 | 中津市中央町一丁目2番10号 中津警察署 | <u></u> | 笛 | ÷ |
| | | 佐藤邦廣 | | | ミッチ | # | \$ |
| | | 邉 下 停 子 | | | 汇 | | 譜 |
| | | 伊藤泰子 | | | 部 | * | 檶 |
| 工丑』兴奋》中指引奏 | | 田辺徳子 | | | 孝 行 | 油 | 石 |
| は乙華珍の角移縁日口 | 口田古田自一丁日 8 米 1 早 日田機穀蝦 | 河津初子 | | | 希容子 | 紫 | 汝 |
| | | 長 尾 善太郎 | | | 第一子 | > | 戸 |
| | | 秋好真二 | | | 献 | 根 | 本 |
| | | | | | - | | |

| | 十八号 | 大分市東春日 | | | | 地 | | 戦 |
|---|---|---------------|------------|---------|------------------------|--|---------------|---------------------------|
| 福 田 巧 | 支店長 | 富士通株式会社大分支店 | | | | | | i l |
| | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 四随意契約の相 | | | | ナル | 一連 | ш |
| | ·四月一日 | 平成三十一年四月一日 | | | | 富士夫 | <u> </u> | 選 |
| | 随意契約の相手方を決定した日 | 三 随意契約の相 | | | | . 5 | | j 3 |
| | 大分市大手町三丁目一番一号 | 大分市大手町 | 轄区域 | 一 | | ポ | * | 자 |
| | 大分県商工観光労働部情報政策課 | 大分県商工観 | 臼杵津久見警察署の管 | | アコナデート・レー・アコナデーの格子・クラン | 匆 | 蒸 | 佐 |
| 名称及び所在地 | 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 | 二 契約に関する | | | | 粉 | 重 | П |
| 行政情報システム維持管理・運用業務及び電算システム維持管理支援業務 一式 | テム維持管理・運用業務 | 行政情報シス | | | | | | ı _ì T |
| | 随意契約に係る役務の名称及び数量 | 一随意契約に係 | | | | 明美 | 日 日 | 岡 |
| 大分県知事 広 瀬 勝 貞 | | | | | | 律 代 | 三重野 | 111 |
| | 二十一日 | 令和元年五月二十一日 | | | | | 茂 | ДII |
| 0 | 次のとおり契約者等について公示する。 | 次のとおり契約 | | | | ķ i | | <u>;</u> |
| í | - | | | | | 箈 | Ħ∯: → ' | 7. |
| 出 | | | | | | 康男 | 的物 | Œ |
| 十败31年 3 月 26日 | 平 月 日 | 変 | | | | 真佐江 | 型 | 道 |
| THE 1 AT 0 II 00 II | | | | | | 卷 | × | ļij |
| 海田 昌庆 | ※ 車 ※ | 代表者の氏名 | | | | 地 | > | = |
| 大襾 信也 | 変更前 | | | | | 十十十二十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十 | | = |
| 株式会社 大分県農協共済福祉事業社 | 称 | 谷 | | | | മ | # 大 | 書 |
| | 学校 | 1 大分東自動車学校 | 四日言笑者》目指四英 | | 日日577十萬里2020日50 t | 勝義 | 田 | 茨 |
| 大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生 | 大分県公 | | | | . 冼允士十少维妈9895米4 / | 秀房 | 東 | IIB |
| | 21日 | 令和元年5月21日 | | | | | | ; ; |
| | 告示する。 | づき、次のとおり告示する。 | | | | 及車 | ř ř | 描 |
| よる指定講習機関の代表者の氏名について変更の届出があったので、同条第2項の規定に基 | の代表者の氏名について | よる指定講習機関 | | | | 基 | ᅱ | IIÌ |
| 指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定に | 関する規則 (平成2年) | 指定講習機関に | | | | 弥里即 | 直 | 車 |
| | 告示第8号 | 大分県公安委員会告示第8号 | | | | + | | ļ. I . |
| | *************************************** | - | | | | 義友 | 本 | |
| | | 安藤正一 | | | | 京子 | 田 | 描 |
| | | 藤 田 三代子 | | | | 十から | î % | II |
| | | | | | | | | 1 |

| 令和元年五月二 |
|---------|
| 十 |
| 日 |

大分県報 (公告)

| 北九州市八幡西区北鷹見町一〇番三—二〇三号 | 藤健 | " | | (就任役員) |
|-----------------------|---|------------|--|----------------|
| " | 瀬井英樹 | " | 名 孝 幸 〃 大字木立五一七〇番地 | 新 |
| " | 伊東数美 | " | 中 壽 惠 / 大字木立五四八八番地一 | <i>"</i> |
| , | 濱田英雄 | " | 矢 勇 一 , 大字木立五八一五番地 | 監事藤 |
| | 東正 | " | 山 敦 夫 〃 大字木立四七九二番地二 | <i>"</i> |
| 竹田 | 姜 | | 保 政 朝 〃 大字木立四九三六番地一 | 久 |
| _ | 兵 氏 名 —————————————————————————————————— | (退任役員) | 名 天津雄 〃 大字木立四九○七番地一 | 新 |
| | | | 許 涉 / 大字木立五五四八番地 | / 木 |
| | 五月二十一日 | かあった 令和元年五 | 田 健 一 《 大字木立五八五九番地 | <i>"</i> |
| 貝及 | (竹田市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出 | 区 | 﨑 弥 寿 彦 / 《 大字木立五八三九番地 | り岩 |
| 日十 | (昭和) | 土地改良法 | 中 慶 実 / 大字木立三九七五番地三 | <i>//</i> 山 |
| } - | | | 邉 善生 佐伯市大字木立五六八五番地一 ・ | 理事渡 |
| | 夕山敦 夫 | " | 氏 名 住 所 | 役名 |
| - | 山中英司 | " | | (退任役員) |
| | 植田稔明 | 監事 | 大分県知事 広 瀬 勝 貞 | |
| | 新 名 孝 幸 | " | 三十一日 | 令和元年五月二十一日 |
| + | 本 矢 治 生 | " | -) から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出が | あった。 地改良区(佐伯市) |
| | 新 名 惠美子 | " | 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大野谷土 | 土地改良法(|
| | 木 許 初 美 | " | | F |
| | 安達清子 | " | 上十二号)第十一条第一頁第一号こ該当地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三) | 百七十二号) |
| | 本 矢 建 二 | " | 亩 | 七 随意契約の理由 |
| | 向千秋 | " | | |
| 佐伯市大字木立五八一一 | 本紋四 | 理事 | 契約の相手方を決定した手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 六 契約の相手 |
| + | 氏名 | 役 名 | | 五 随意契約に |
| 1 | | | | |

<u>-</u>

| 令和元 |
|----------|
| 年五月 |
| <u>+</u> |
| 日 |
| |

| 〃 三重町玉田一九四七番地 | 信 | 田泰 | 多 | 監事 | 兒 《 三重町向野一一二四番地 | 南清 | 阿 | " |
|------------------|----------|-----|----|--------|---------------------------------------|------------|--------|-----------|
| 〃 三重町秋葉六八一番地 | 光 | 藤正 | 首 | " | 理 〃 三重町上田原七三一番地一 | 東光 | 伊 | " |
| 〃 三重町芦刈二四五二番地 | 三郎 | 生英 | 麻 | " | 弘 / 三重町百枝二〇八番地 | 藤康 | 後 | " |
| · 三重町赤嶺九八七番地 | 治 | 村 | 中 | " | 芳 〃 三重町川辺二○一○番地 | 野末 | 小 | " |
| 〃 三重町内田一九○六番地 | 雄 | 井宗 | 柳 | " | 男 《 三重町玉田一八七二番地 | 嶺阜 | 赤 | " |
| 〃 三重町秋葉一七七四番地 | 文 | 藤 | 近 | " | 生 〃 三重町本城一六九番地 | 藤幸 | 佐 | " |
| 〃 三重町向野一一二四番地 | 兒 | 南清 | 阿 | " | 徹 《 三重町久田二二九八番地一 | 藤 | 佐 | " |
| 〃 三重町上田原七三一番地一 | 理 | 東 | 伊士 | " | 石 豊後大野市三重町伏野二六四五番地 | 藤 | 衞 | 理事 |
| 〃 三重町西泉一四五一番地 | 則 | 山幹 | 高 | " | 名 住 所 | 氏 | | 役 名 |
| 〃 三重町川辺八六四番地 | 生生 | 藤正 | 後 | " | Į P |) | (退任役員) | (退 |
| 〃 三重町玉田四○四番地 | 明 | 田英 | 神 | " | 大分県知事 - 広 - 頼 - 勝 - 貞 | 令和元年五月二十一日 | 完年五 | 令和 |
| 〃 三重町本城一○一七番地 | 信 | 田正 | 引 | " | | | た。 | 出があった。 |
| 〃 三重町久田一一二二番地 | 治 | 野春 | 羽田 | " | 役員の氏名及び住所について次の | (豊後大野市)から、 | (豊) | 地改良区 |
| 豊後大野市三重町小田一八四六番地 | 公公 | 邉敬 | 渡 | 理事 | (召印二十四年去聿휵百九十丘号) 寛十八条寛十六頁の見定こより、三重叮ヒー | 召和二十四章 | | 上 也 女 复 去 |
| 住所 | 名 | | 氏 | 役 名 | 盛 / 荻町鴫田六七五九番地 | 田田 | 米 | " |
| | | | 員) | (就任役員) | 安 / 芬町鴨田六七五四番地 | 馬 | 相 | " |
| 〃 三重町秋葉三二三八番地 | — | 生周 | 麻 | " | 2 ・ 大丁毎日六二 | <u>.</u> | 1 7 | |
| 〃 三重町川辺八六四番地 | 生 | 藤正 | 後 | " | 太 耶 | 古 | 大 ; | " |
| 〃 三重町本城一五七一番地一 | 1 1 1 | 立 | 足 | 監事 | | 木 - | 赤 | " |
| 〃 三重町秋葉六八一番地 | 光 | 藤正 | 首 | " | 《 荻町西福寺五三七一番地 | 下 | 公し | " |
| 〃 三重町小坂四一○九番地一三○ | 臣 | 刈義 | 芦 | " | イ ク E | 松 | 大り | " |
| 〃 三重町赤嶺三六七番地 | 郎 | 嶺二二 | 赤 | " | · 全 | 氏 | 屈 | 里 役 |
| 〃 三重町内田三二四五番地 | <u>+</u> | 野真 | 小 | " | | 7 | 就任役員) | |
| 〃 三重町内山八○一番地 | 当 | 生重 | 麻 | " | 幸 竹田市荻町鴫田六四一四番地 | 信 | 堀 | " |
| | | | | | | | | |

大分県報 (公告)

| 警察 | 試験 | | | | (本) (本) | 製料 | 試賜 | l 판 | (女性 | 次の | | <u> </u> | 験 (ラ | 令和 | | " | " | |
|---|---|--|-------------------------------------|--|--|--|------------------------------|--------------------------|------------------------|---|---------|----------------------------|-------------|-------------------------------------|----------|----------------------------|---------------------|--|
| 警察官A ヲ | 試験種類 | ラ 実験員格) 年齢・性別等 | E 採用] | □⊳ | 警察官A (女性) | 警察官A | 試験種類 | (験種類、 | E)採用記 | つとおり、 | | 令和元年5月21日 | ・ャレンジ | 1元年度丿 | | | -1-1- | |
| チャレンジ枠 | 試験区分 | 生別等 | 採用予定者数は、 ※終 | # | チャレンジ枠 | チャレンジ枠 | 試験区分 | 試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容 | (女性)採用試験(チャレンジ枠)を行います。 | 令和元3 | | 5月21日 | 験(チャレンジ枠)公告 | 大分県警察 | \ | 麻生 | 神田田 | |
| | | | | | ジ枠 | ジ枠 | 分 | 、採用 | イレンジ | 年度大5 | | | - ↓; | ※官 A 採 | } | 重 | 増 | |
| 昭和61年4月2 に生まれた男性 | 年齢 | | の欠員等 | 5 \ | $2 \curlywedge$ | 3 \ | 採用予定者数 | 予定者数 | 幹) を1 | 计具警察 | | | | 用試験 | | 吉 | 秋 | |
| 昭和61年4月2日以降 に生まれた男性 | ·性别 | | 等の状況 | | | | 定者数 | 数及び職 | すいます | 官A採用 | | | | (チャレ | } | " | " | |
| | | | 今後の欠員等の状況により変更になるこ | | デめ・ _技 重、 その他公共の 従事します。 | 個人の生命、 | | 務の内容 | 0 | 目試験(チャ | \star | | | ンジ枠) 及し | | 三重町内山八〇 | 三重町百井 | 全利 元年 |
| 学校教育法(昭和22年法律第26号) による大学(4年制以上のもの)を さ ※)さまでは へ知らたら日本さの | 幽 | | こなることがあります。 | | デル・設重、改衆省の返帰、久埋の攻側りその他公共の安全と秩序を維持する職務に従事します。 | | 職務の内容 | | | 次のとおり、令和元年度大分県警察官A採用試験(チャレンジ枠)及び大分県警察官A | 分県人事 | | | 令和元年度大分県警察官A採用試験(チャレンジ枠)及び大分県警察官A i | | □八○一番地 | 三重町百枝一三〇九番地一 | · 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个 |
| (昭和22年法律第26号) (4年制以上のもの)を | | | ् | | 本する職務に | 果護、犯罪の は近の野終り | | | | 分県警察官A | 委員会 | | | (女性) 採用試 | | | | |
| 7 | (2) 獣騒の内容 | 注 試験できま | | | 第2次試験 | | | | | | | | 第1次試験 | 3 | | (1) 試験日時 | | 大乞県 |
| ディアリー 第1次試験 受験者全員に対して大学卒業程度の内容で次の試験種目を実施しま | で の の の の の の の の の の の の の の の の の の の | 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送 きまれて | 大学中の中国の中では、岩工で東京の旧田田本でのですると します。 | 国族民衆 予治元十11万二 87、211万十 84、211万字 80 1 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 | \Box | 経過したら人室できません。体力試験・身体検査は、 原則として遅刻を認めません。 | (注) 教養試験・アピール論文試験は、試験開始後30分を | 体刀武駅・身体候査 午後1時から4時頃まで | 午前 9 時30分から11時50分まで | 教養試験・アピール論文試験 | | 人主网络 一朗O 5000 着席完了 午前9時 | 田 | Ş | 中 | 試験日時及び試験会場 | 者は受験できません。 学際の主持 | 大分県報(夕告) |

大分市内

(大分市南鶴 崎3丁目5番

鶴崎高等学校 大分県立大分

試験会場

1号)

おける駐車や送辺時の駐停車は

受験者全員に対して大学卒業程度の内容で次の試験種目を実施します。

(ア) 教養試験(配点50点)

試験をします。 知能(文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈)について筆記 警察官として必要な一般的知識(社会(法律、政治、経済、社会一般等))及び

(1時間 5枝択一式 20間)

 Ξ アピール論文試験(配点100点)

アピールする筆記試験をします。 警察官としての高い志やバイタリティー、卓越した経験又は専門知識・資格等を

員会事務局にお問い合わせください。 大学卒業見込みの者が令和2年3月末までに卒業できなかった場合は採用されま 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委

注2

警察官 A (女性)

チャレンジ枠

昭和61年4月2日以降 に生まれた女性

に卒業見込みの者 (大分県人事委員 会が同等の資格があると認める者を 含む。)

卒業した者又は令和2年3月末まで

注1

- 2 日本国籍を有しない者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当する

格となるため、アピール論文試験は採点しません。 なお、教養試験、体力試験及び身体検査の結果が合格基準に達しない場合は不合

(1時間 800字以内)

Ð 体力試験(配点50点)

警察官としての職務の遂行に必要な体力を有するかについて試験をします

| 15回以上 | 女性 | | |
|-------|----------|---------------------------------|----|
| 25回以上 | 男性 | 腕立伏臥腕屈伸 腕立ての姿勢から腕屈伸(2秒に1回のリズム) | |
| 15回以上 | 女性 | | |
| 20回以上 | 男性 | 上 体 起 こ し 仰臥の姿勢から上体起こし (30秒間) | 1. |
| 表 準 値 | 基 | 実施種目 実施方法 | |
| 9 | Veryal V | |] |

2種目のうちいずれも基準値に達しない場合は不合格となります。

H

警察官としての職務の遂行に必要な身体を有するかについて検査します。

| 検査種目 | 基準 |
|------|---------------------------------------|
| 視 力 | 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。 |
| 色 覚 | 職務の遂行に支障のないこと。 |
| その危 | 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。 |
| | |

第2次試験

第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。

体力試験Ⅱ(配点20点)

T

身体の全身持久力についての試験をします。

(20メートルシャトルラン (往復持久走))

 Ξ 面接試験(配点360点)

人物について集団討論及び個別面接による試験をします。

(40分程度の個別面接を1回実施)

Ţ

職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。

なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。

H 身体精密検査

胸部疾患、伝染性疾患、内臓疾患、聴力等について検査します。

か 受験資格等の調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

Н 合格者の決定方法

不合格となる場合があります。 い場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても 決定します。また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しな 最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に

なお、合格基準は、大分県のホームページに掲載しています。

試験結果の発表

<u>(3</u>

| (次試験 令和元年10月8日(火) 合格者には合格通知書を郵送します 年前9時 また、合格者の受験番号は、「県政 では上へ上が、明確によること。」。 | が県げ晋本期 1 階県収展ホポール)に掲示すると ともに、大分県のホームページに掲載します。 | 令和元年11月下旬 | 第2次試験 |
|---|---|----------------------|-------|
| | 合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」(大 に出こへ工作:100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 | 令和元年10月8日(火) 午前9時 | 第1次試験 |
| 古の 辛 松 田 田 田 田 市 の ま の 十 | 発表の方法 | 発表の時期 | 試験 |

注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県 政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。

注2 は、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。 等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月11日(金)までに到着しない場合 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の日時、場所

試験結果の情報提供

(1) 口頭による開示請求

号) 第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本 員会事務局までお越しください(日曜日、土曜日及び祝日を除きます。)。 付きのもの))を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委 人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真 この採用試験の結果については、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45

| 第2次試験 | 第1次試験 | 試験 |
|------------------|---|----------|
| 第1次試験合格者 | 第1次試験不合格者 (途中棄権者を除く。) | 開示請求できる者 |
| して1月间 | 合格発表の日から起算 | 開示期間 |
| して1月间 及び続行順団 6 層 | 試験種目別得 点、総合得点 正、総合得点 | 開示内容 |
| 0)宿) | 試験種目別得 大分県人事委員会事務 点、総合得点 局 (大分県市町村会館 | 開示場所 |

(2) 郵送による情報提供 希望者は、住所、氏名、試験区分および受験番号を記載した返信用長形 3 号 (235mm×120mm) に切手(基本料金(定形郵便物25 g 以内) に簡易書留料金をした金額)を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭る開示請求と同じです。

採用及び給与

S)

- (1) 合格から採用まで
- ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間有 | 効)に成績順に登載されます。大分県人事委員会は、大分県警察本部長からの請求に | 応じて採用候補者を成績順に提示し、大分県警察本部長がその中から採用者を決定し | ます。
- イ 採用予定時期は、原則として令和2年4月1日です。
- エ 採用後の職務内容及び処遇等は、従来から実施している警察官A採用試験と差異はありません。
- (2) 給与

初任給は、採用時大学卒206,900円(平成31年4月1日現在)で、このほか各種の手当が支給されます。また、職歴等を有する者は、条件に応じて加算されます。

受験手続

6

(1) 申込書等の請求

| | 申込書等は、次の機関で配布します。 | 奬関で配布します。 | | 電話 0974-22-2131 |
|----------|--|---|-------------|--|
| | 機関名 | 所 在 地 等 | 佐 伯 警 察 署 | 署 〒876-0012 佐伯市大字衡望2825-4 |
| 大分県 | 人事委員会事務局 | 大分県人事委員会事務局 〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6 | | 电話 U9/2-22-2131 |
| 2 | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 階)電話 097-506-5212 | 臼杵津久見警察署 | 久見警察署 〒875-0041 臼杵市大字臼杵72-61 |
| 十分目 | 重聚零版平多零] | 十分直擎露太郭擎務理 = 870-8509 + 44十十年113-1-1 (十分直岸全新館 8 階) | | 電 |
| <u> </u> | | 電話 097-536-1111 内線5337 536-2131 内線2643・2646 | 杵 築 幹 部 交 番 | 幹 部 交 番 〒873-0001 杵築市大字杵築665-465 電話 0978-62-2131 |
| 大 分 | 中央警察署 | 大 分 中 央 警 察 署 〒870-0046 大分市荷揚町5-6 電話 097-533-2131 | 津久見幹部交番 | 幹 部 交 番 〒879-2441 津久見市中央町760-156 電話 0972-82-2131 |
| 大 | 大分東警察署 | 署 〒870-0106 大分市大字鶴崎2200-8 電話 097-527-2131 | 大分県東部振興局 | 東 部 振 興 局 〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎) 電話 0978-72-1212 |

| | , | 争 | 差異は | 後は警 | | 清水に 決定し | 年 間 本 | | を加算しよい頭により | · 對筒 |
|---|--|--|--|---|--|---|---|--|---|--|
| 丰 | 夲 | Ш | 类 | # | 华 | 丰 | 囲 | 夲 | 别 | * |
| 後大 | 田 | 田 | 栞 | 華 | 佐 | 後直 | 無 | 路 田 | 呑 | 分南 |
| 型 | 数回 | 数回 | 数回 | 数回 | 数回 | 田 | 数回 | Œ | 数回 | |
| 警察 | 樑 | 燃 | 澯 | 獤 | 鯬 | 戀慾 | 際 | 輸換 | 燦 | 警察 |
| 摊 | 州 | 州 | 娳 | 娳 | 州 | 娳 | 娳 | 州 | 州 | 娳 |
| 〒879-7125 豊後大野市三重町内田1196 電話 0974-22-2131 | 〒878-0025 竹田市大字拝田原221 電話 0974-63-2131 | 〒877-0025 日田市田島 2-8-1 電話 0973-23-2131 | 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇467 電話 0973-72-2131 | 〒871-0024 中津市中央町1-2-10 電話 0979-22-2131 | 〒879-0453 字佐市大字上田1010-1 電話 0978-32-2131 | 〒879-0621 豊後高田市是永町32-1 電話 0978-22-2131 | 〒873-0503 国東市国東町鶴川48-1 電話 0978-72-2131 | 〒879-1502 速見郡日出町大字藤原字友田2277-2 電話 0977-72-2131 | 〒874-0909 別府市田の湯町13-13 電話 0977-21-2131 | 〒870-1173 大分市大字横瀬2212-1 電話 097-542-2131 |

| 図 書 館 〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972 | |
|---|-----------|
| 事 務 所 〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8 (福岡天神センター ビル10階) 電話 092-721-0041 | 大分県福岡事務戸 |
| 事 務 所 〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3-2100 (大阪駅前第3 ビル21階) 電話 06-6345-0071 | 大分県大阪事務所 |
| 事 務 所 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-2-2 (ヒューリック西銀 座ビル 6 階) 電話 03-6862-8787 | 大分県東京事務同 |
| 第 所 〒871-0024 中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎) 電話 0979-22-2110 | |
| 第 所 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎) 電話 0973-72-1152 | 玖珠土木事務 闸 |
| 事務所 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎) 電話 0974-22-1056 | 豊後大野土木事務所 |
| 事務所 〒875-0041 日本市大字日本字洲崎72-254 電話 0972-63-4136 | |
| 事務所 〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211 | |
| : 事 務 所 〒879-0621 豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎) 電話 0978-22-2285 | 豊後高田土木事務所 |
| 振 興 局 〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎) 電話 0978-32-1170 | |
| 振 興 局 〒877-0004 日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎) 電話 0973-23-2200 | 大分県西部振興局 |
| 振 興 局 〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎) 電話 0974-63-1171 | |
| 振 興 局 〒876-0813 佐伯市長島町 1 - 2 - 1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390 | 大分県南部振興局 |

m×332mm)を同封し、大分県警察本部警務課に請求してください。 てへだかい。 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形 2 号封筒 (240 m 封筒の表左側に、「警察官A(チャレンジ枠)採用試験受験案内請求」と赤書きし

- 2 受付期間
- インターネットによる申込みの場合 令和元年7月29日(月)~8月22日(木)
- 郵送及び持参による申込みの場合 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。
- 令和元年7月29日(月)~8月22日(木) (日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

受付時間 午前9時から午後5時45分まで

- 注 郵送された申込書は、8月22日 (木) までの消印があるものに限り受け付けま
- (3) 申込書の提出
- インターネットによる申込みの場合

信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県警察本部警務課 まで連絡してください。 ださい。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返 大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでく

郵送及び持参による申込みの場合

察本部警務課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「警察官A(チャ さい。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。 レンジ枠)受験」と赤書きし、郵便局の窓口に持参して簡易書留の手続を行ってくだ 所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に62円切手を貼って、大分県警

なお、申込時には写真を貼らないでください。

申込者への受験票の送付

票を郵送します。 けてください。郵送及び持参による申込みの場合は、申込時に指定のあった宛先に受験 により受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付 受験票は8月下旬に送付します。インターネットによる申込みの場合は、電子メール

また、受験票は、写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

い合わせください。 なお、9月5日(木)までに受験票が届かない場合は、大分県警察本部警務課にお問

問合せ先ほか

大分県警察本部警務課

電話 097-536-2131 内線2643·2646

0 て行います。 警察官B (女性) 警察官B 試験種類 試験区分 警察官B 試験種類 | 試験区分 (1) 年齡·性別等 なお、警察官B採用共同試験は、警視庁(東京都)及び愛知県・大阪府警察本部と共同し 次のとおり、令和元年度警察官B採用共同試験及び大分県警察官B(女性)採用試験を行 令和元年度警察官B採用共同試験及び大分県警察官B(女性)採用試験公告 試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容 受験資格 令和元年5月21日 大分県人事委員会事務局 \Box http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/ 電話 097-506-5212 大分県ホームページ「大分県職員採用情報」 ことはできません。 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。 警察官B採用共同試験については、申込書の受付後に志望する都府県を変更する 1 ᄪ 般 般 般 大分県 都府県 大分県 26人 **9** \ 17**** 視庁 | 昭和59年9月24日から 昭和63年4月2日から 平成14年4月1日まで | による大学(4年制以上のもの)を に生まれた男性 (東京都) 警視庁 $2 \leftthreetimes$ $2 \leftthreetimes$ 年齢・性別 愛知県 2 × $2 \times$ 幹 大阪府 2 > 2 > |学校教育法(昭和22年法律第26号) 卒業見込みの者(大分県人事委員会 卒業した者又は令和2年3月までに \forall の他公共の安全と秩序を維持 疑者の逮捕、交通の取締りそ する職務に従事します。 保護、犯罪の予防・捜査、被 個人の生命、身体及び財産の 分 派 ₩ 職務の内容 類 # 秩 国金

| エ行 | <i>\bar{V}</i> | | |
|---|---|--------------------------------------|---|
| 警察官B (女性) | | | |
| 一 | | | |
| 大分県 | 大阪府 | 爱知県 | (東京都) |
| 大分県 昭和63年4月2日から 平成14年4月1日まで に生まれた女性 | 大阪府 昭和61年4月2日から 平成14年4月1日まで に生まれた男性 | 平成元年4月2日から 平成14年4月1日まで に生まれた男性 | 平成14年4月1日まで に生まれた男性 |
| | | | 東京都)平成14年4月1日まで に生まれた男性が同等の資格があると認める者を含 む。) |

- 注 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。
- (2) 日本国籍を有しない者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当する者は受験できません。
- 試験の実施

ယ

(1) 試験日時及び試験会場

| | , , , , | | ٥٧ | <u> </u> | ,,, | | ", " | _ |
|-----------------|---|--------------|---|-----------------------------|--|-----------------|---------|----------------------|
| + | | 第2次 大 試 験 | | | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 第1次計験 | 戝 | (T) |
| ·分県 | | 、分県 | | | 3 | 計響 | 験 | I |
| 大分県 令和元年11月下旬以降 | 面接試験 令和元年11月上旬から11月中旬までの指定する1日 する1日 具体的な日時等は、第1次試験合格通知の際にお知らせします。 | | 体力試験・身体検査 午後1時から4時頃まで(注)教養試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。体力試験・身体検査は、原則として遅刻を認めません。 | 試験時間 教養試験 午前9時30分から12時まで | 八室開始 午前 8 時30分 着席完了 午前 9 時 | 会和元年 Q 月22日 (日) | 試 験 日 時 | FYSA I TO A FYSA I W |
| 大分県内 | | 大分市内 | | 1号) | 高等学校(大分市南鶴崎3丁目5番 | 大分具 | 試験会場 | |

| また、第 | 申込書に必要事項を記入し、必要書類の写しを添付してください。 | 申請方法 | 受付開始日から遡って2年以 | 中国語及び韓国語の資格加点については、申込受付開始日から遡っ | 英語、中 |
|---------|--|-------------|---|---|---|
| 証明でき | 上記資格を証明する書類(合格証明書、スコアレポート又は段位を証明できる書類) | 必要書類 | 定点を加点します。ただし、 | 資格加点(配点10点) 大分県を受験する者で、次に掲げる資格所有者に一定点を加点します。 | (ウ) 資格加点 大分県を |
| 5 江 | [FT] | | | Ī | 42 |
| | 「アパスポート試験を除く情報処理技術者試験(経済産業省所管の国家試験)合格者 | 情報処理 | 都府県によって異なります。 ち2種目以上が基準値に達しない場合は不合格と | 基準値は大分県のものであり、都府県によって異なります 大分県においては、4種目のうち2種目以上が基準値に達 | 注 1 基準値 注 2 大分県 |
| F CSS | 2段以上(一般財団法人全日本剣道連盟が認定するものに限る。) | 剣道 | 35 メー | | |
| 10 比 | 2段以上(公益財団法人講道館が認定するものに限る。) | 柔道 | 生 40メートル以上 | 5メートル幅の往復走(15秒間) 男性 | 時間往復走 |
| | ②全経簿記能力検定1級以上 | 簿記 | 生 15回以上 | のリズム) 女性 | |
| | ①日 函籍計論 · 2 · 3 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 | | 生 25回以上 | 腕立ての姿勢から腕屈伸(2秒に1回 男性 | 腕立伏臥腕屈伸 |
| 5 油 | ①ハングル能力検定準2級②韓国語能力試験4級 | I | + | | |
| 10/55 | ②韓国語能力試験5級以上 | 古 田 語 | 生 20回以上 | 仰臥の姿勢から上体起こし(30秒間) 月性 | 上体起こし |
| 10片 | ①ハングル能力検定2級以上 | | 生 160センチメートル以上 | 姚耀 女性 | |
| | ③漢語水平考試 4級 | | 生 205センチメートル以上 | 両足で同時に踏み切り、水平に前方へ 男性 | 立幅とび |
| 5 油 | 宋道 宋道 | | 基準値 | 実 施 方 法 | 実施種目 |
| | ①中国語コミュニケーション能力検定(TECC)400点以上550点 | 中国語 | について試験します。 | 警察官としての職務の遂行に必要な体力を有するかについて試験します。 | 警察官 |
| | ③漢語水平考試5級以上 | | | 体力試験(配点80点) | (イ) 体力試 |
| 10点 | ①中国語コミュニケーション能力検定(TECC)550点以上 ②中国語検定2級以上 | | | (2時間30分 5枝択一式 50間) | (2時間) |
| | | | | | とことを |
| 5 点 | ①実用英語技能検定(英検)2級②TOEIC470点以上650点未満(IPテストを除く。)③TOEFL<pbt>460点以上522点未満</pbt>④TOEFL<ibt>48点以上68点未満</ibt>⑤国際連合公用語英語検定(国連英検)C級 | | (法律、政治、経済、社会一般等)、人文 、自然(数学、物理、化学、生物、地学)、判断推理、数的推理、資料解釈)に | 教養試験(配点120点) 警察官として必要な一般的知識(社会(法律、政治、* (日本史、世界史、地理、思想・哲学等)、自然(数学、等))及び知能(文章理解(英文を含む。)、判断推理、 | (ア) 教養試験 警察官と (日本史、1 等))及び ⁽⁾ |
| | ④TOEFL <ibt>68点以上 ⑤国際連合公用語英語検定(国連英検)B級以上</ibt> | 井 章五 | 目を実施します。 | 第1次試験 受験者全員に対して高校卒業程度の内容で次の試験種目を実施します。 | ア 第1次試験受験者全員 |
| 10点 | \sim | | | | (2) 試験の内容 |
| | ①光用央語技能機定(央機)準1級人工 ②TOFIC650占以上(IPテストを除く) | | | 0 | できません。 |
| 200 | | Ži, | ける駐車や送辺時の駐停車は | 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送辺時の駐停車は | 注 試験会場: |
| 加点点数 | 加点基準 | 加点資格 | | | 都府県 |
| | 内に取得したものに限り有効とします。 | T | | | 以外の |

| 1 次試験当日に必要書類の原本を持参し、提出してください。

- 注1 申込時に必要書類が添付されており、かつ、第1次試験当日に原本により資格の確認ができる場合のみ加点対象とします。
- 注2 資格加点を希望する場合は、郵送又は持参により申込みしてください。インターネットでの申込みでは加点できません。
- 注3 加点資格ごとに設けた加点基準のいずれかを有する場合に10点又は5点を加点します。申請できる加点基準は、加点資格ごとに1つとし、複数の資格を有する場合についても、加点は10点までとします。
- (工) 身体検査

警察官としての職務の遂行に必要な身体を有するかについて検査します

| 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。 | その街 |
|--|------|
| 職務の遂行に支障のないこと。 | 色 覚 |
| 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。 | 視 力 |
| 事 楽 | 検査種目 |
| ■ ボローフ、20gg 20g 1 では火 多と f で f 1 を 2 で f 1 で | mi |

主 基準は大分県のものであり、都府県によって異なります。

第2次試験

第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。

(ア) 作文試験 (配点50点)

職務の遂行に必要な表現力、構成力等について筆記試験をします。

(1時間 800字以内)

(イ) 体力試験Ⅱ (配点20点)

身体の全身持久力についての試験をします。

(20メートルシャトルラン(往復持久走))

(ウ) 面接試験(配点300点)

人物について個別面接による試験をします。

(40分程度の個別面接を1回実施)

(工) 適性検査

職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。

なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。

(オ) 身体精密検査

胸部疾患、伝染性疾患、内臓疾患、聴力等について検査します。

第2次試験の内容は、大分県のものであり、都府県によって異なります。

ウ 受験資格等の調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

エ 合格者の決定方法

大分県においては、最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

なお、合格基準は、大分県のホームページにも掲載しています。

留意事項

試験種目及び配点は大分県のものであり、都府県によって異なります。

(3) 試験結果の発表

| 部 府 県 第2次試験 令和2年1月下旬から 2月上旬まで | 分 県第1次試験令和元年11月上旬から外 の11月下旬まで | 第2次試験 令和元年11月下旬 ホール)に掲示するとともに、 のホームページに掲載します。 | 大 分 県 第1次試験 令和元年10月2日(水) 合格者には合格通知書 午前9時 また、合格者の受験番ービーへと発売を番 | |
|-------------------------------------|-------------------------------|---|--|---|
| | 各都府県が合格者に文書で通知します。 | 示板」(大が県庁舎本贈Ⅰ階県収展示ホール)に掲示するとともに、大分県のホームページに掲載します。 | 合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、「県政掲 | 3 |

- 注 1 合格者(大分県の試験の合格者に限る。)に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。
- 注2 第1次試験合格者(大分県の第1次試験の合格者に限る。)に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月7日(月)までに到着しない場合には、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。
- 試験結果の情報提供

この採用試験の結果については、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45

号)第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人

務局までお越しください(日曜日、土曜日及び祝日を除きます。)。 のもの))を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事 であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真付き

| 試 験 | 開 | 開示請求できる者 | きる者 | 開示期間 | 開示内容 | 開示場所 |
|-----|---------------------------------|------------|------------------------|------------------------------|-------------|--------------|
| 第1次 | 大分県 | 大分県6 | 大分県のみを志望し | 合格発表の日から起算し | Щ | 大分県人事委 |
| 試験 | の第1 | た者 | | て1月間 | 别得点、 | 貝会事務局 |
| | 次 大 大 各 格 、 茶 | 大分県 以外の | 大分県 大分県以外 以外の の都府県の | 令和2年1月6日 (月) から同年2月5日 (水) | 律 点 合 | (大分県市町村会館6階) |
| | 右中女(集な変雑を発験を | 都府県 を第2 | 第1次試験 不合格者 | Ų H | 順位 | |
| | ^ § | まなとまる | 大分県以外 | 大分県以外 令和2年2月28日 (金) | | |
| | | した者 | の都府県の | の都府県の から同年3月27日(金) | | |
| | | | 第1次試験 | ぐる | | |
| | | | 合格者 | | | |
| 第2次 | 大分県の |)第1次 | 第2次 大分県の第1次試験合格者 | 合格発表の日から起算し | | |
| 試験 | | | | て1月間 | | |
| | | | | | | |

<u>ე</u> 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

大分県

- (ア) 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿 (原則として確定後1年 に応じて採用候補者を成績順に提示し、大分県警察本部長がその中から採用者 効)に成績順に登載されます。大分県人事委員会は、大分県警察本部長からの 定します。
- (イ) 採用予定時期は、原則として令和2年4月1日です。
- (ウ) 採用後は巡査に任命され、警察学校において10月間の教育訓練を受け、修了 警察署等に勤務します。
- 大分県以外の都府県

各都府県に直接お問い合わせください。

2

に応じて加算されます。 1日現在)で、このほか各種の手当が支給されます。また、職歴等を有する者は、 大分県の初任給は、採用時短期大学卒188,700円及び高校卒174,400円(平成31年

なお、大分県以外の都府県の初任給及び各種手当等については、各都府県によっ

6

受験手続

(1) 申込書等の請求

| 严 | 申込書等は、次の機 | 次の機関で配布します。 |
|--------|----------------------------------|---|
| 季 | 機関名 | 所 在 地 等 |
| 務市路局町町 | 大分県人事委員会事務局 | 〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6階) 電話 097-506-5212 |
| | 大分県警察本部警務課 〒870-8502 電話 097-5 | 〒870-8502 大分市大手町3-1-1 (大分県庁舎新館8階) 電話 097-536-1111 内線5337 536-2131 内線2643・2646 |
| | 大分中央警察署 | 〒870-0046 大分市荷揚町5-6 電話 097-533-2131 |
| | 大分東警察署 | 〒870-0106 大分市大字鶴崎2200-8 電話 097-527-2131 |
| | 大分南警察署 | 〒870-1173 大分市大字横瀬2212-1 電話 097-542-2131 |
| | 別府警察署 | 〒874-0909 別府市田の湯町13-13 電話 0977-21-2131 |
| 年間有)請求 | 杵築日出警察署 | 〒879-1502 速見郡日出町大字藤原字友田2277-2 電話 0977-72-2131 |
| かが決 | 国東警察署 | 〒873-0503 国東市国東町鶴川48-1 電話 0978-72-2131 |
| 一後は | 曹後島田警察署 | 〒879-0621 豊後高田市是永町32-1 電話 0978-22-2131 |
| | 字 佐 警 察 署 | 〒879-0453 字佐市大字上田1010-1 電話 0978-32-2131 |
| | 中津警察署 | 〒871-0024 中津市中央町1-2-10 電話 0979-22-2131 |
| 14月 条件 | 玖 珠 警 察 署 | 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇467 電話 0973-72-2131 |
| て異 | 日田警察署 | 〒877-0025 日田市田島 2-8-1 電話 0973-23-2131 |

| F | | | 1 | | | | 1 . | | | 1 . | r | | | 1 . | | |
|---|---|--|---|--|--|---|---|--|---|--|---|---|---|--|---|--|
| | 类 | 雪 | | 別 | 曹 | * | * | * | * | * | ₩ | 夲 | 臼杵津 | 拉 | 軍 | 137 |
| | 採 | 後大野 | 夲 | 存 | 後恒 | 分県 | 分県 | 分県 | 分県 | 分具 | * | 然 | 平流 | 台 | 滚 | E |
| | H | 埤 | + | + | 田 | # # | 四周 | | 墨 | 海 | 馬 | 牵 | | | + | |
| | * | H | * | * | H | 妈妈 | 中 | 門 | 野野 | 野 | 牵 | | | 数回 | 埋 | 叫身 |
| | ## | 土木事務所 | 4 | ₩, | 木事務所 | 部振 | 部振 | 横 | 拔 | 東部振 | 兴 | | 久 見 警 | 燄 | 刻耳 | 災 |
| | 務 | 務 | 絡 | 統 | 務 | 濫 | 濫 | 濫 | 濫 | 冲 | 米 | 於 | 燄 | | 籨 | |
| L | 炬 | | 톤 | 严 | | E | E | E | E | Œ | 維 | 梅 | 州 | 州 | 州 | 州 |
| | 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎) 電話 0973-72-1152 | 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎) 電話 0974-22-1056 | 〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136 | 〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211 | 〒879-0621 豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎) 電話 0978-22-2285 | 〒879-0454 宇佐市大宇法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎) 電話 0978-32-1170 | 〒877-0004 日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎) 電話 0973-23-2200 | 〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総電話 0974-63-1171 | 〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390 | 〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎) 電話 0978-72-1212 | 〒879-2441 津久見市中央町760-156 電話 0972-82-2131 | 〒873-0001 杵築市大字杵築665-465 電話 0978-62-2131 | 〒875-0041 臼杵市大字臼杵72-61 電話 0972-62-2131 | 〒876-0012 佐伯市大字鶴望2825-4 電話 0972-22-2131 | 〒879-7125 豊後大野市三重町内田1196 電話 0974-22-2131 | 〒878-0025 竹田市大字拝田原221 電話 0974-63-2131 |
| |) | 合庁舎) | | | $\begin{array}{c c} & & & \\ & & & \\ \hline & & & \\ \end{array}$ |) | | (竹田総合庁舎) | , | 广舎) (2) | | 大分 | 大分県 | 大分 | 大分 | |

| | <u></u> | <u></u> | ** | # |
|--|--|--|--|--|
| 分県立図書館 | 分県福岡事務所 | 分県大阪事務所 | 分県東京事務所 | 津土木事務所 |
| 大 分 県 立 図 書 館 〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972 | 大 分 県 福 岡 事 務 所 〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8 (福岡天神センター ビル10階) 電話 092-721-0041 | 大分県大阪事務所 〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 (大阪駅前第3 ビル21階) 電話 06-6345-0071 | 大分県東京事務所 〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2 (ヒューリック西銀座ビル6階) 電話 03-6862-8787 | 中 津 土 木 事 務 所 〒871-0024 中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎) 電話 0979-22-2110 |

注 郵便で請求する場合は、150円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒(540mm×335mm)を同封し、大分県警察本部警務課に請求してください。

封筒の表左側に、「警察官B採用試験受験案内請求」と赤書きしてください。

2) 受付期間

- ア インターネットによる申込みの場合令和元年7月29日(月)~8月22日(木)
- 注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。
- 郵送及び持参による申込みの場合

令和元年7月29日(月)~8月22日(木)(日曜日、土曜日及び祝日を除く。) 受付時間 午前9時から午後5時45分まで

注「郵送された申込書は、8月22日(木)までの消印があるものに限り受け付けます。

)申込書の提出

ア インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県警察本部警務課まで連絡してください。

、 郵送及び持参による申込みの場合

所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に62円切手を貼って、大分県警察本部警務課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「警察官B受験」と赤書きし、郵便局の窓口に持参して簡易書留の手続を行ってください。簡易書留の

(4) 受領証は受験票が届くまで保管してください。 なお、申込時には写真を貼らないでください 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県企業局 大分市大手町三丁目一番 二号

三 落札者を決定した日

四 落札者の氏名及び住所 平成三十一年四月四日

エア・ウォーター・マテリアル株式会社 福岡支店 支店長 南 里 昭

人

Ŧī. 落札金額 福岡市博多区上呉服町十番一号

六 契約の相手方を決定した手続 一トン当たり一万九千九十四円四十銭 (消費税及び地方消費税相当額を含む。

般競争入札

一般競争入札の公告をした日

七 平成三十一年三月十九日

れるので次のとおり公示する。 七十二号)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込ま 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百

令和元年五月二十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

調達をする物品等の種類

競争入札の参加者資格

県立学校ネットワーク機器

一式

1 競争入札に参加することができない場合

該当する場合 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四に規定する者に

営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満である場合

(<u>Fi.</u>) 者、支配人又は営業所の代表者をいう。)が暴力団関係者(暴力団員(暴力団員によ る不当な行為の防止に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定す 経営者等(法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその

い合わせください。 票を郵送します。 けてください。郵送及び持参による申込みの場合は、申込時に指定のあった宛先に受験 により受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付 申込者への受験票の送付 共同試験の志望方法 なお、9月5日(木)までに受験票が届かない場合は、大分県警察本部警務課にお問 また、受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。 受験票は8月下旬に送付します。インターネットによる申込みの場合は、電子メール

5

大分県人事委員会事務局 電話 097-536-2131

内線2643·2646

~1

問合せ先ほか

して取り扱われます。

外の都府県を第1志望とする場合は、第2志望を申し込むことはできません。)。 志望とした場合のみ、大分県以外の都府県を第2志望にすることができます。大分県以 部による共同試験ですので、希望する都府県を受験することができます(大分県を第1

警察官B採用試験は大分県人事委員会、警視庁(東京都)及び愛知県・大阪府警察本

なお、大分県を第1志望として、第1次試験に合格した場合、第2志望はないものと

大分県警察本部警務課

電話 097-506-5212

大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou.

次のとおり落札者等について公示する

令和元年五月二十一日

落札に係る物品等の種類及び数量 大分県企業局長

岡

本

天 津 男

薬品 (ポリ塩化アルミニウム (PAC)) (年間単価契約

J I S K一四七五

予定購入数量 約二千百トン

る暴力団員をいう。以下同じ。 支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。)である場合)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を)、暴力団 (同条第二号に規定する暴力団をいう。 以

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

確定しない場合にあっては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」とい 「基準日」という。)の属する営業年度の直前の営業年度 年間契約実績(入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日 (決算が基準日までに 。 以 下

経営規模

う。)の販売等の実績をいう。)

自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。

口 従業員数(基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。

を業とする者に限る。) 機械設備等(基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造

営業年数 (基準日までの営業年数をいう。

を百分率で表したものをいう。) 流動比率(基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値

入札を希望する者の資格審査申請の方法等

三

1

申請の方法

申請書の入手、提出先及び問い合わせ先

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

電話 〇九七 (五〇六) 二九五七

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番

二号

3 申請の時期

令和元年六月一日から同年六月十七日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、 入

札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、 資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する物品等

県告示第百四十八号。 年七月に申請受付)により行うものとする。 の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格 以下「告示」という。)に基づく入札参加資格の審査の申請(毎 (平成二十年大分

Ŧī. 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/300601isseikousinn.html

六 入札参加資格の取消し等

1 内で知事が定める期間競争入札に参加させないものとする。 める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後二年間の範囲 入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認

地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

告示第二条の各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付

(四) 関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団

(<u>Fi.</u>) せたと判明した場合 託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさ 印刷の請負において、契約の履行を契約担当者の承諾を受けることなく第三者に委

た者に通知する。 1により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得し

次のとおり一般競争入札に付するので公告する

令和元年5月21日

大分県知事 F

艦

攊

泚

競争入札に付する事項

特定役務の種類 県立学校ネットワーク機器一式

2 绺 噩 令和元年9月1日から令和8年8月31日まで

競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類を令和元年7月1日(月) 午後5時までに大分県教育庁教育財務課情報化推進班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
- (4) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の 請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けて いない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

2

口 平

大分県教育庁教育財務課 図面閲覧室(8階)

- イ 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- カ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 8
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、令和元年6月17日(月)までに(3)に掲げる部局に提出すっこし

- (3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957
- 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県教育庁教育財務課情報化推進班 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 電話 097-506-5465 FAX 097-506-1792 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所 大分県大分市府内町3丁目10番1号

令和元年5月21日(火)から同年7月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

- 6 入札説明書の交付場所及び日時 上記5に同じ。
- 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 使用言語 日 本 蒿
- (2) 通 貨 日本国通貨
- 入札書の提出場所及び提出期限
- (1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育財務課情報化推進班

〒870-8501 大分市府内町3丁目10番1号

提出期限 令和元年7月1日(月)午後5時00分 ただし、郵送の場合は令和元年7月1日(月)午後5時必着で上記4の部

2

開札の場所及び日時等

局まで提出すること。

<u>1</u>

- 開札場所 大分県庁舎別館8階 85会議室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
- 日 時 令和元年7月3日(水)午後2時00分

2

(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。

10 入札保証金に関する事項

見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 上記2の(2)の資格を取得した者 (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- 11 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、
- (2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 入札の無効

12

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

-) 金額の記載がないもの
- 入札に関する条件に違反したもの

2

- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- 最低制限価格に関する事項

13

設定しない。

- 14 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。

- (1) この入札は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する 長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳 出予算の削減又は削除があった場合には、この契約を解除する。
-)その他の詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Outsourcing name

One set of layer 2 switches for computer Prefectural school

(2) Time limit for tender

5:00 p.m 1 Jul 2019

(3) Contact point for the notice

Oita Prefectual Board of Education Education Finance Division

Oita government building annex 8F, 3-10-1, Funaichou, Oita City

870 - 8503 Japan Tel 097 - 506 - 5465

れるので次のとおり公示する。七十二号)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込ま七十二号)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込ま地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百

令和元年五月二十一日

--I

大分県知事 広 瀬 勝

貞

一調達をする物品等の種類

大分県警察通信指令システム機器賃貸借契約

- 二 競争入札の参加者の資格
- 1 競争入札に参加することができない場合
- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定す
- いない場合「項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過して「項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過して必要な資格(平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。)第八条第「大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に「

- 営業に関し、 許可、 認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
- (四) 県税を滞納している場合
- (<u>Ff.</u>) 営業年数が一年未満である場合
- う。以下同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が 経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。)であ 定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団(同条第二号に規定する暴力団をい よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規 経営者等 支配人又は営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員に (法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその 五.
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
- の販売等の実績をいう。 しない場合にあっては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。) 「基準日」という。)の属する営業年度の直前の営業年度 年間契約実績(入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日 (決算が基準日までに確定 以下 六
- 経営規模
- 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。
- 従業員数(基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。
- を業とする者に限る。 機械設備等(基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造
- 営業年数 (基準日の前日までの営業年数をいう。)
- を百分率で表したものをいう。 流動比率 (基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値
- 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

三

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

2

申請書の提出先及び問合せ先

- 〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目 一番一号
- 電話 〇九七—五〇六—二九五七
- 申請の時期

3

令和元年五月二十一日から令和元年六月十四日までとする。

令和元年五月二十一日

札に間に合わない場合がある。 なお、 申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、

- 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

四

入札参加資格の有効期間は、 資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

格の審査の申請(毎年七月に申請受付)により行うものとする。 令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資

- 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
- 1 申請書の交付場所
- 三の2に同じ
- インターネットによる入手

2

競争入札参加資格の取消し等 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html

- と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要
- 入札に参加させないことができる。
- 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

- 書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付
- 2 は、 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたとき その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。
- 次のとおり一般競争入札に付するので公告する

令和元年5月21日

競争入札に付する事項

聚

泚

F 艦

大分県知事

- 大分県警察通信指令システム機器賃貸借契約

 $\widehat{\mathbf{L}}$

調達をする物品等の種類

2 借入期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで (60箇月)

大分県報 (公告)

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約

3

大分県警察本部生活安全部地域課通信指令室ほか22箇所及び大分県警察本部が指定す

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必 要な資格を取得した者
- (2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者 が、経営に実質的に関与していないこと。
- 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
- 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- か 暴力団員が役員となっている事業者
- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している
- 4 等を締結している者 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約
- 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- # に非難される関係を有している者 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的
- 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 午後5時45分までに大分県警察本部生活安全部地域課通信指令室企画係に提出し、審査 を受け、承認を受けた者 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和元年7月1日(月) ∞
- ယ 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- <u>-</u> 申請の時期

ら午後5時まで 令和元年5月21日から同年6月14日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時か

- 札に間に合わない場合がある。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入
- 2 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 指調 097 - 506 - 2957

- 契約条項を示す場所及び日時
- Ξ 場所

大分県警察本部生活安全部地域課通信指令室企画係

 $\mp 870 - 8502$ 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131

2 田郡

ら午後5時45分まで 令和元年5月21日から同年7月1日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時か

入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

ر ت

- 使用言語 日本語
- 2 崽 貨 日本国通貨
- 入札書の提出場所及び提出期限
- <u>1</u> 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係
- 2 提出期限 令和元年7月3日 (火) 午後5時45分までに必着すること。 (水) 午前10時00分。ただし、郵送の場合は、同月2日
- 競争入札及び開札の場所及び日時等
- $\widehat{\mathbf{I}}$ 載 严 大分県庁舎新館9階会議室
- Ш 华 令和元年7月3日(水)午前10時00分

2

- 3 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭 いる場合は、直ちにその場で行うものとする。 和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。こ の場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会って
- 入札保証金に関する事項

免除する

9 契約保証金に関する事項

証金の全部又は一部の納付が免除される。 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、 契約保

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- 2 を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約
- 無効入札に関する事項

10

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に

掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- 金額の記載がないもの
- 2 入札に関する条件に違反したもの
- 3 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき
- 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- 最低制限価格に関する事項

設定しない。

入札説明書の交付に関する事項

12

Ξ 交付場所

前記6の(1)に同じ

2 交付日時

前記4の(2)に同じ

- \Box 落札者の決定の方法
- したものを契約の相手方とする。 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を
- 2 者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるもの じを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にく
- 14 入札に関する事務を担当する部局の名称

大分県警察本部警務部会計課用度·管財係

〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 536 - 2131

15 特約事項

契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額 又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、

- 16
- (1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場
- その他の詳細は、入札説明書による

2

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受け

17 Summary

(1) Nature and quantity of products to be rented

nication order system Terminal equipment and others complete set for Oita Prefectural Police commu-

- (2) Time limit for tender 10:00 a.m. 3 July 2019
- 3 Office

Communication Command and Control Section, Oita Prefectural Police

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502Tel 097 - 536 - 2131

令和元年五月二十一日